改定日: 平成 28 年4月1日

感染症について(意見書)

◎当園では、予防すべき伝染病、及び登園停止の期間を「学校保健安全法」の取り扱いに準じております。 感染が疑わしい場合は、病院の診断を受けてから登園してください。

西原りとるばんぷきんず 園長	意見	書
日示りこのはいいにいる 國民		建重氏名
病名「	J	
年 月 日から症 判断します。	E状も回復し、集団生活に	こ支障がない状態になったので登園可能と
	年 月	<u>B</u>
<u>医療</u>	機関	
<u>医師</u>	5名	印又はサイン

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。 感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

~医師が記入した「意見書」が必要なもの~

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後	解熱後3日を経過してから
	まで	
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後
	発病後3日程度までが最も感染力が	2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	強い)	
風しん	発しん出現の前7日から後7日間	発しんが消失してから
	<5N	
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮形成	すべての発しんが痂皮化してから
	まで	
流行性耳下腺炎	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5
(おたふくかぜ)		日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失し
		てから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗
	3週間を過ぎるまで	菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、
(0157、026、0111等)		48時間をあけて連続2回の検便によって、いず
		れも菌陰性が確認されたもの
髄膜炎菌性髄膜炎		病状により学校医等において感染の恐れがない
		と認められるまで。
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること
	後1日間	
感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・	症状のある間と症状消失後1週間(量は	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれる
アデノウィルス等)	減少していくが数週間ウィルスを排泄	こと
	しているので注意が必要)	